下田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、並びに地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、下田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 市自主運行バス及び有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから下田市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又は その指名する者
- (3) 一般社団法人静岡県バス協会の代表者又はその指名する者
- (4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長が指名する職員
- (7) 静岡県の関係行政機関の職員
- (8) 下田市副市長
- (9) 下田市教育長
- (10) 下田市職員のうち下田市長が指名する者
- (11) 道路管理者、交通管理者、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 交通会議の委員(以下「委員」という。)の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員)
- 第5条 交通会議に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人
- 2 会長は、第3条第8号の委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 6 監事は、会長が指名する。
- 7 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議に報告する。

(会議)

- 第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十 分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 交通会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない事由により交通会議の会議に出席できないときは、 あらかじめその旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができることとし、代理 の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 交通会議の会議の議事は、出席する委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長 が決定する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認める場合は、交通会議の会議に委員以外の者の出席を依頼し、 説明を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、交通会議において知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該 事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

- 第 10 条 第 2 条各号に掲げる事項について調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議 に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、交通会議の委員のうち、会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

(経費の負担)

第 11 条 交通会議の運営に要する経費は、市の負担金その他の収入をもって充てる。 (財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別

に定める。

(事務局)

- 第13条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、建設課に置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (その他)
- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。